

6. 維持管理

6.1 維持管理内容と実施主体

- ・モニタリングの結果を反映させ、維持管理を行っていく。
- ・維持管理の主体は管理運営団体が行う。ただし、専門的な事項、河川施設としての機能上必要な事項については、東京都が実施する。
- ・いずれの場合においても両者の協議を経て実施していく。

表-6.1 維持管理内容と実施主体

維持管理項目		主な内容	箇所	実施者*
陸上	植生管理	伐採、除草等	草地等	団体+行政
	形状維持	池等の際の補修等	池際、湿地際等	団体+行政
水中	植生管理	水生植物の伐採・刈取り、除草、間引き等	池、湿地、田んぼ周辺、水路 等	団体+行政
	底質管理	浮泥の除去、ヨシ等の枯葉枯茎の除去 等	池、湿地、田んぼ周辺、水路 等	団体+行政
環境管理	水管理	ため池からの導水量の調整、湿地・池の水深等導水した水に関する管理	取水口、導水管、水路、田んぼ、湿地 等	団体+行政
		日常的な水量調整のためのバルブ等の操作	提内地側バルブ 等	団体
		出水時の野川に面したバルブ等の操作・確認	野川側バルブ	行政
施設管理	取水施設等の管理	取水口のバルブ等の管理・修繕	取水施設	行政
	活動支援施設	日常的な清掃	清掃、日常的な維持管理（電球交換等）	団体
		施設の補修等	塗装、雨漏対策 等	行政
利用促進施設	木道、観察台等の補修	湿地、池際等	団体+行政	
外来種	外来種対策	状況により外来種の駆除等	除去等	団体+行政

*「団体」は、管理運営団体を指す。

6.2 モニタリング・維持管理の体制

- ・今後協議会は、主に調整機関・情報交換機関として、運営をしていく。

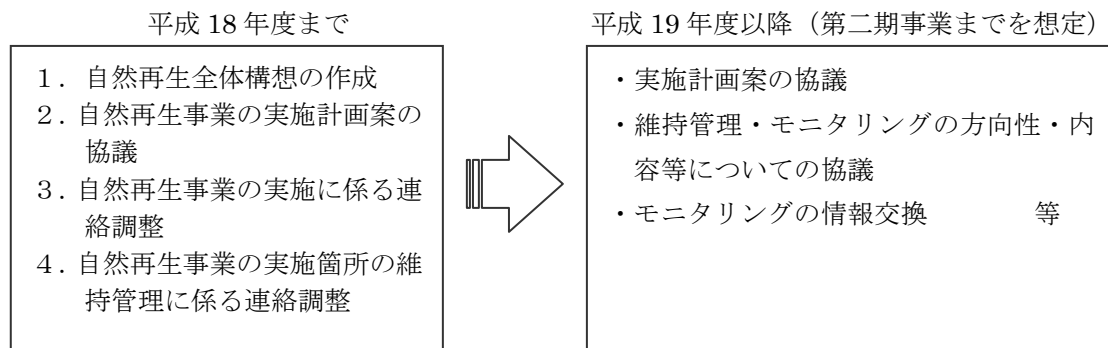


図-6.1 野川第一・第二調節池地区自然再生協議会の今後の役割

- ・維持管理やモニタリング等を行う団体として、現在の協議会の市民団体や市民に新たな市民の参加者を加えて、「管理運営団体」（仮称）を組織していく。管理運営団体の中に、維持管理等の方向性を検討する「中核グループ」（仮称）を組織する。
- ・管理運営団体への新たな参加者としては、次のような団体等に参加を募っていく。
 ①野川に関する市民団体、②沿川の市民、自治会組織、③沿川学校関係者、④大学等の研究室、⑤維持管理活動に参加できる都民

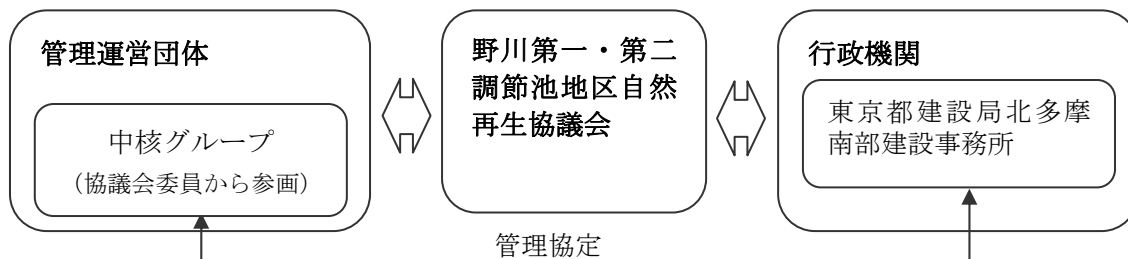


図-6.2 今後の協議会・管理運営団体・行政機関の位置づけ

・管理運営団体、協議会、行政機関の役割分担は表-6.2のとおりとする。

表-6.2 各組織の役割

組織名	実施していく事項
管理運営団体（仮称） 中核グループ（仮称）	<ul style="list-style-type: none"> ・環境整備（市民参加による池や湿地の仕上げ部分の整備） ・維持管理 ・モニタリング（市民や市民団体の特性を活かした作業・調査） ・維持管理やモニタリング方法の検討 ・モニタリングを受けて維持管理方針や方法の検討 ・今後の整備の方向性の検討 ・利用ルールの検討 等
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備（池、田んぼ、湿地等予定地の土を掘る、シートを張る等） ・専門的な事項、河川施設としての機能上必要な維持管理 ・専門的調査を必要とするモニタリング
野川第一・第二調節池地区自然再生協議会（現存組織）	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画案の協議 ・維持管理・モニタリングの方向性・内容等についての協議 ・モニタリングの情報交換